【意見1】

P13(1) 生活道路における交通安全対策の推進

令和3年8月、国土交通省は「ゾーン30」の通達を廃止し、「ゾーン30プラス」の通達を発出し、今後は生活道路に対して、物理的デバイス(狭窄やハンプ)を積極的に整備するよう方針が示された。「ゾーン30プラス」と「物理的デバイス」というワードを盛り込んだ方が良いと思う。

例:・・・最高速度30キロメートル毎時の区域規制や物理的デバイス(狭窄、ハンプ等)を前提としたゾーン30プラス対策等に取り組み、・・・

【対応】

国、県については、計画作成後に通知があったため盛り込まれていない。今後はすべて「ゾーン30プラス」となることの確認が取れた。よって「ゾーン30プラス」修正し、物理的デバイス(ハンプや狭さく等)を追加する。狭窄のさくは、国の通知等に合わせて平仮名表記とする。

【意見2】

P13 (2) 歩行者・自転車の安全確保

埼玉県では県が主体となり、5年ごとに「通学路整備計画」を制定し、通学路の安全対策に取り組んでいる。現在、令和4年度から令和8年度に整備する「第5期通学路整備計画」を策定中であり、県と合同で計画的に整備を推進している旨を盛り込んだ方が良いと思う。

例:通学路の安全対策については、通学路安全総点検を実施し、改善箇所を明らかにするとともに、通学路整備計画を策定し、計画的に整備を行います。

【対応】

教育委員会を通じ各学校へ毎年「通学路に対する要望について」を実施していることから、「定期的に点検を実施し」の文言を追加する。

【意見3】

P20 2 交通安全啓発活動の展開 埼玉県県民生活部が中心となり、「信号機のない横断歩道における歩行者優先と手上げ」について啓発を行っている。全国的にも「手上げ」の浸透に向けた活動が行われていることから、本計画に盛り込んだ方が良いと思う。例:(3)と(4)の間に「(4)信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底」を新設

【対応】

ご意見をいただいた内容については、第11次埼玉県交通安全計画に盛り込まれており、警察においても積極的に推進しております。第11次埼玉県交通安全計画に合わせ、(4)歩行者優先と正しい横断の徹底を追加する

※意見については原文のまま